

## V 保健所における母子保健事業



# 1. 家庭訪問指導状況

(表5-1)

保健所 種別	令和3年度							令和4年度							
	総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 霸 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所	総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 霸 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所	
妊産婦	実人員	1,217	0	0	1,217	0	0	0	1,241	0	0	1,240	0	1	0
	延人員	1,401	0	0	1,401	0	0	0	1,430	0	0	1,427	0	3	0
新生児	実人員	149	0	0	149	0	0	0	171	0	0	171	0	0	0
	(未熟児を除く) 延人員	163	0	0	163	0	0	0	181	0	0	181	0	0	0
未熟児	実人員	42	0	0	41	0	1	0	47	0	0	47	0	0	0
	延人員	55	0	0	54	0	1	0	66	0	0	66	0	0	0
乳児	実人員	906	0	0	906	0	0	0	850	0	0	850	0	0	0
	(新生児・ 未熟児を除く) 延人員	960	0	0	960	0	0	0	899	0	0	899	0	0	0
幼児	実人員	98	0	0	98	0	0	0	124	0	0	121	0	3	0
	延人員	131	0	0	131	0	0	0	151	0	0	148	0	3	0
長期療養児	実人員	119	14	50	22	26	3	4	145	24	61	20	28	6	6
	延人員	175	29	58	32	46	3	7	273	62	108	27	57	11	8
その他	実人員	56	0	0	56	0	0	0	56	0	0	54	0	2	0
	延人員	80	0	0	80	0	0	0	88	0	0	84	0	4	0
計	実人員	2,587	14	50	2,489	26	4	4	2,634	24	61	2,503	28	12	6
	延人員	2,965	29	58	2,821	46	4	7	3,088	62	108	2,832	57	21	8

資料:令和3年度・令和4年度地域保健・健康増進事業報告より

※平成25年度から中央保健所(那覇市、浦添市等)廃止

※那覇市は那覇市保健所に移管、那覇市保健所は65,66頁市町村別(那覇市)の再掲

## 2. 先天代謝異常検査等実施状況

(表5-2)

年度	事業開始生	先天代謝異常検査(4疾患)				クレチン症検査				先天性副腎過形成症検査				神経細胞腫検査				
		S52	S55	H元年	S59	H元年	S55	H元年	S59	H元年	S55	H元年	S59	H元年	S55	H元年		
出生数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数	実施率	再検査数	患者数		
14	16,571	17,160	103.6	21	17,160	103.6	324	6	17,160	103.6	111	1	11,811	245	9	5		
15	16,303	16,970	104.1	61	17,204	103.6	16,970	104.1	287	15	16,970	104.1	100	6	9,214	355	8	5
16	16,362	17,077	104.4	53	17,077	104.4	242	6	17,077	104.4	25	2						
17	16,115	16,721	103.8	54	17,077	104.4	10,38	9	16,721	103.8	36	0						
18	16,483	17,156	104.1	61	17,204	103.6	17,156	104.1	371	10	17,156	104.1	27	0				
19	16,588	17,305	104.3	51	17,204	103.6	17,305	104.3	382	11	17,305	104.3	27	1				
20	16,736	17,601	105.2	51	0	17,601	105.2	285	4	17,601	105.2	21	0					
21	16,744	17,351	103.6	60	0	17,351	103.6	306	18	17,351	103.6	24	1					
22	17,098	17,887	104.6	76	17,887	104.6	10,46	16	17,887	104.6	20	2						
23	16,918	17,628	104.2	67	17,628	104.2	326	9	17,628	104.2	23	2						
24	17,074	17,625	103.2	90	17,625	103.2	337	10	17,625	103.2	34	1						
25	17,209	17,782	103.3	70	17,782	103.3	10,33	17	17,782	103.3	54	2						
(4~9月)	8,289	8,634	104.0	43	17,782	103.3	8,634	104.0	93	8	8,634	104.0	17	1				

タシデムスマス法導入以降の検査実施状況

	ガラクトース血症検査	クレチン症検査	先天性副腎過形成症検査	タシデムスマス検査					
26 (10~3月)	8,241 8,532	103.5 103.5	210 1	8,532 103.5	320 8	8,532 103.5	239 1	8,532 103.5	212 高チロノン血症
27	17,062 17,202	100.8 100.8	511 2	17,202 100.8	744 15	17,202 100.8	530 4	17,202 100.8	499 グルタリ酸症型、CPT2缺陷型、その他
28	16,760 17,172	102.5 102.5	541 5	17,298 103.2	667 13	17,212 102.7	581 2	17,212 103.1	641 15/17オルニチン血症、VLCAD欠損症、他
29	16,324 16,842	107.1 107.1	545 6	17,018 108.2	699 14	16,921 107.6	602 2	16,892 107.4	573 17/VLCAD欠損症、オルニチン血症、他
30	15,732 16,157	102.7 102.7	496 2	16,341 103.9	680 22	16,212 103.1	551 4	16,199 103.0	538 17/VLCAD欠損症、グルタル酸血症、プロピオン酸血症
R1	14,902 15,700	105.4 105.4	545 2	15,808 106.1	653 30	15,725 105.5	570 4	15,699 105.1	514 3/3トリニン欠損症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、他
R2	14,943 15,551	104.1 104.1	461 3	15,708 105.1	618 103	15,570 104.2	480 2	15,533 104.0	443 8/8トリニン欠損症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、他
R3	14,535 15,144	104.2 104.2	484 1	15,283 105.1	623 106	15,169 104.4	509 3	15,150 104.1	470 7/7グルタル酸血症II型、メチルコトニルクリシン尿症、ホモシスチン尿症、他
R4	13,594 13,954	102.6 102.6	454 3	14,047 103.3	574 98	13,968 102.8	468 4	13,951 102.6	451 6/6グルタル酸血症I型、CPT-2欠損症、MCAO欠損症、メチルマロン酸血症、他
R5	12,549 12,996	103.6 103.6	450 0	13,119 104.5	573 75	13,014 103.7	468 0	12,988 103.5	442 12/12メチルコトニルクリシン尿症、メチルグルタル酸血症、他

※H26.10月からタシデムスマス法による検査を実施し対象疾患が6疾患から9疾患(令和2年度現在20疾患)

※未熟児の再検査は検査件数に含まれるために、実施率が100%を超えることがある

※患者数には要経過観察者も含む

※R1.11月から先天性代謝異常検査にFT4追加

### 3.妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

\* 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費

妊娠高血圧症候群等にかかり7日以上入院した妊産婦に対し、所得階層に応じて医療費の一部を支給する。申請は各保健所で行う。

(表5-3)

年 度	支給件数	入院延日数	疾 病 分 類		
			妊娠高血圧症候群	糖 尿 病	その他の合併症
平成15	7	104	6	-	1
16	8	142	5	1	2
17	12	184	7	5	0
18	4	41	3	0	1
19	11	156	8	0	3
20	9	90	8	1	0
21	10	142	8	0	2
22	8	123	5	0	3
23	5	71	5	0	0
24	3	47	0	3	0
25	3	39	1	2	0
26	1	21	0	1	0
27	1	21	1	0	0
28	3	49	1	2	0
29	1	19	0	1	0
30	0	0	0	0	0
R1	1	21	1	0	0
R2	0	0	0	0	0
R3	2	32	0	2	0
R4	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0

### 4. 令和5年度保健所別

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

(表5-4)

項目 保健所	支給件数	世帯階層区分				疾 病 名		
		A	B	C	D	妊娠高血圧症	糖尿病	その他合併症
北部保健所	0							
中部保健所	0							
那覇市保健所	0							
南部保健所	0							
宮古保健所	0							
八重山保健所	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

※世帯階層区分 A:生活保護世帯

B:市町村民税非課税世帯

C:所得税非課税世帯

D:所得税課税世帯の所得税年額15,000円以下の世帯

## 5. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 医療受給者証新規交付状況

令和5年3月1日～令和6年2月29日申請分

(表5-5)

対象疾患名\年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年
総数	535	499	495	479	502	562	537	460	422	512	445	450	412	370	464	386	399
悪性新生物	47	54	39	36	47	15	33	24	42	32	32	28	40	24	40	26	42
慢性腎疾患	38	41	36	35	42	41	34	42	38	27	27	26	28	31	28	30	28
慢性呼吸器疾患	36	41	33	39	52	78	51	44	53	41	43	45	40	19	36	42	35
慢性心疾患	95	107	107	111	139	149	105	86	112	67	68	76	85	57	68	44	63
内分泌疾患	169	160	169	203	168	159	159	147	149	155	158	129	138	134	151	123	99
膠原病	50	36	32	25	39	22	12	18	15	17	17	15	12	10	18	6	16
糖尿病	17	12	16	8	18	24	22	10	10	16	16	16	13	14	23	27	27
先天性代謝異常	13	12	8	14	14	12	20	6	8	12	12	6	7	10	6	9	4
血液疾患	17	11	13	14	15	9	6	10	3	3	3	5	0	2	4	6	7
免疫疾患 ※1	-	-	-	-	-	-	-	3	2	0	0	3	1	2	6	2	5
神経・筋疾患	12	15	16	17	22	21	13	22	52	40	40	27	43	33	37	29	41
慢性消化器疾患	5	6	10	0	6	7	5	5	17	17	17	13	15	21	20	22	16
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ※1	-	-	-	-	-	-	-	4	11	14	13	16	13	8	14	13	9
皮膚疾患 ※1	-	-	-	-	-	-	-	1	0	4	4	1	1	1	1	1	1
骨系統疾患 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	4	10	5
脈管系疾患 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	0	2	1

※1 平成27年1月1日より新たに追加された疾患群

※2 平成30年4月1日より新たに追加された疾患群

## 6. 保健所別小児慢性特定疾病医療受給者証新規交付状況

対象疾患名\保健所名	計(※)	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	変化を伴う症候群に	染色体又は遺伝子に	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患
計	399	42	28	35	63	99	16	27	4	7	5	41	16	9	1	6	0	
北部保健所	20	2	4	2	3	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	
中部保健所	195	23	9	19	29	54	8	13	2	5	1	16	6	7	1	2	0	
南部保健所	147	14	11	11	24	40	7	9	2	2	3	13	7	1	0	3	0	
宮古保健所	13	1	2	1	3	0	1	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	
八重山保健所	24	2	2	2	4	1	0	3	0	0	0	7	2	1	0	0	0	
那覇市保健所(※)	104	8	9	10	13	34	4	6	1	3	0	7	6	1	0	0	2	

※平成25年度の中核市移行に伴い、那覇市保健所分の実施主体は那覇市となるため、合計数には含まない

## 7. 小児慢性特定疾病医療給付状況

(表5-7)

対象疾患名	実人員 (人)	延件数 (件)
計	2,561	29,953
悪性新生物	入院	32
	通院	157
慢性腎疾患	入院	10
	通院	165
慢性呼吸器疾患	入院	19
	通院	175
慢性心疾患	入院	57
	通院	405
内分泌疾患	入院	3
	通院	772
膠原病	入院	3
	通院	64
糖尿病	入院	7
	通院	117
先天性代謝異常	入院	2
	通院	73
血液疾患	入院	3
	通院	32
免疫疾患	入院	2
	通院	18
神経・筋疾患	入院	22
	通院	225
慢性消化器疾患	入院	9
	通院	113
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	入院	2
	通院	33
皮膚疾患	入院	3
	通院	5
骨系統疾患	入院	2
	通院	30
脈管系疾患	入院	0
	通院	1

令和5年3月～令和6年2月診療分に係る件数(那覇市分を除く)

## 8. 小児慢性特定疾病医療費助成制度実績報告 小児慢性特定疾病公費医療負担額及び受給者数の推移

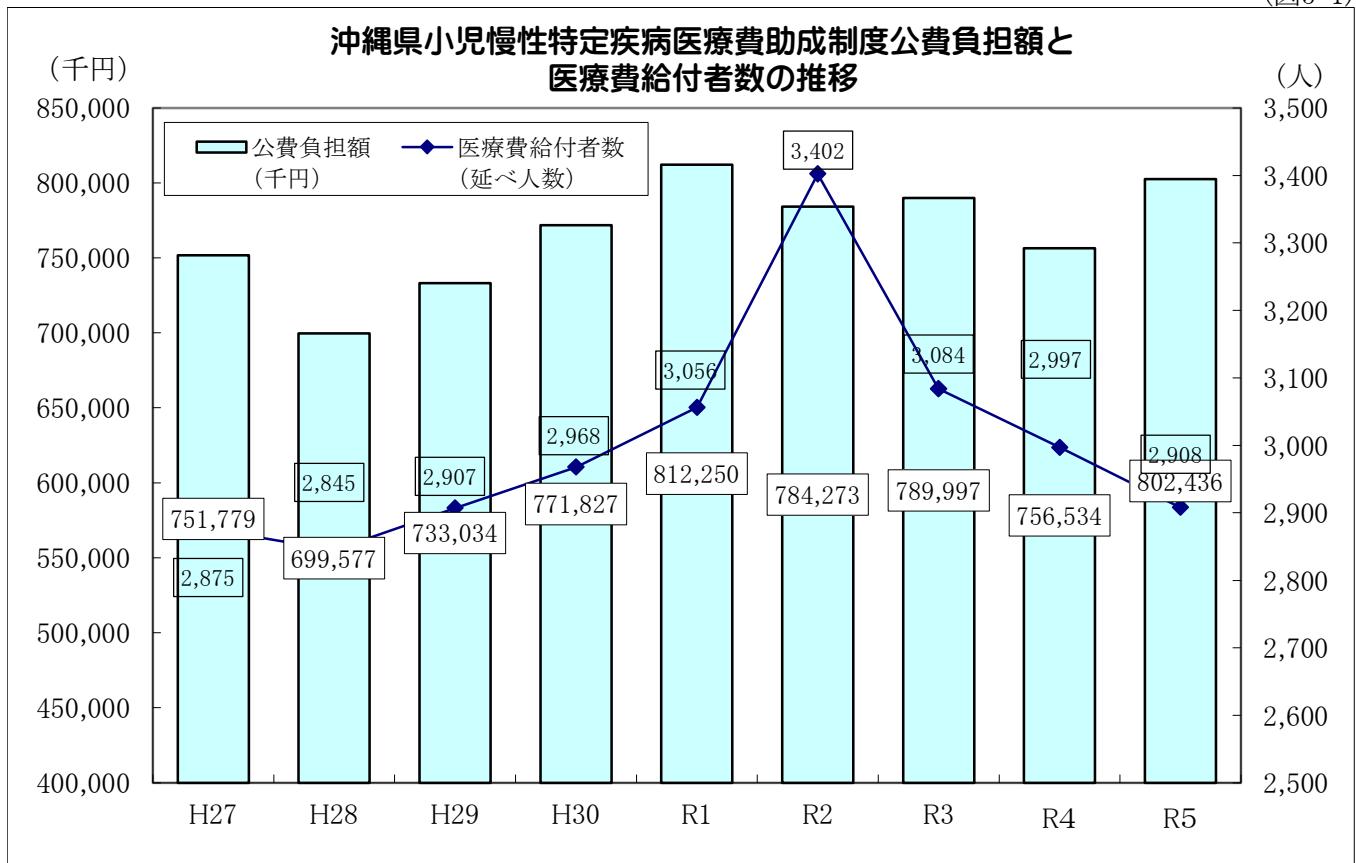
(表5-8)

### (1) 全体の推移

※H25年度より那覇市中核市へ移行(数字は那覇市を含む)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公費負担額(千円) (うち県負担分)	751,779 (581,014)	699,577 (536,086)	733,034 (552,527)	771,827 (583,145)	812,250 (579,540)	784,273 (567,045)	789,997 (571,232)	756,534 (560,864)	802,436 (591,026)
公費負担額前年度比(%)	14.3	△6.9	4.8	5.3	5.2	△3.4	0.7	△4.2	6.1
医療費給付者数(延べ人数) (うち那覇市以外)	2,875 (2,326)	2,845 (2,265)	2,907 (2,322)	2,968 (2,355)	3,056 (2,446)	3,402 (2,704)	3,084 (2,481)	2,997 (2,412)	2,908 (2,360)
医療費給付者数前年度比(%)	6.6	△1.2	0.1	2.1	3.0	11.3	△9.3	△2.8	△3.0

(図5-1)



<参考>

\* 平成25年より、那覇市中核市移行

\* 平成27年1月1日新制度に移行

<主な変更点>

- 1 対象疾患が見直され、14疾患群704疾病となった
  - 2 自己負担額の算定基準が所得税から地方住民税に変更された
  - 3 指定医療機関・指定医制度が新たに導入された
- \* 平成30年4月1日より、16疾患群756疾病が対象となった
- \* 令和元年7月1日より、新たに6疾病が追加され、16疾患群762疾病が対象となった
- \* 令和2年度は新型コロナ感染症の影響により、受給者証有効期間の自動延長措置がとられた

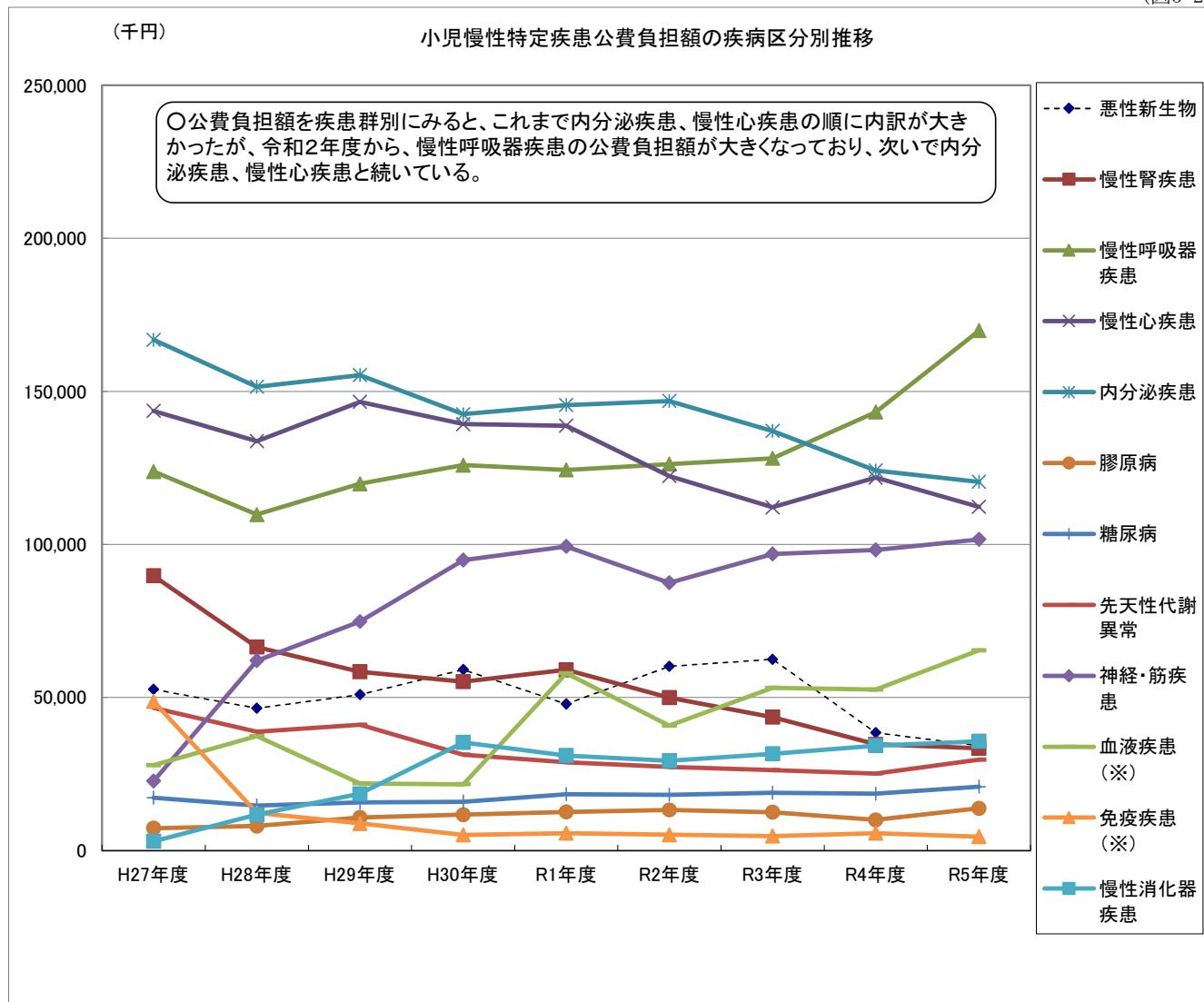
## (2) 疾患群別公費負担額の推移

(単位:千円)(表5-9)

疾患群	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
悪性新生物	52,645	46,514	50,943	59,126	47,830	60,137	62,471	38,489	34,285
慢性腎疾患	89,729	66,459	58,421	55,153	59,032	49,953	43,576	34,725	33,414
慢性呼吸器疾患	123,781	109,734	119,779	125,899	124,364	126,203	128,109	143,203	169,797
慢性心疾患	143,561	133,728	146,562	139,272	138,730	122,337	112,141	121,811	112,261
内分泌疾患	166,866	151,524	155,284	142,527	145,487	146,858	137,082	124,103	120,402
膠原病	7,276	7,969	10,789	11,707	12,634	13,243	12,529	10,015	13,785
糖尿病	17,238	14,722	15,709	15,915	18,400	18,259	18,849	18,540	20,815
先天性代謝異常	46,612	38,795	41,056	31,297	28,848	27,278	26,259	25,163	29,738
血液疾患(※)	(血)27,823	(血)37,412	(血)21,914	(血)21,663	(血)57,953	(血)40,754	(血)53,201	(血)52,559	(血)65,413
免疫疾患(※)	(免)48,682	(免)12,328	(免)8,820	(免)5,055	(免)5,668	(免)5,131	(免)4,698	(免)5,706	(免)4,551
神経・筋疾患	22,678	62,012	74,759	94,900	99,353	87,480	96,879	98,210	101,636
慢性消化器疾患	2,972	11,702	18,539	35,336	31,034	29,309	31,616	34,266	35,694
染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患群	1,761	6,358	9,906	10,491	16,234	30,667	30,925	27,203	29,526
皮膚疾患	155	320	553	1,865	3,044	1,415	1,419	2,414	3,433
骨系統疾患	-	-	-	20,924	23,158	24,773	30,068	20,014	26,939
脈管系疾患	-	-	-	697	481	476	175	113	747
合 計	751,779	699,577	733,034	771,827	812,250	784,273	789,997	756,534	802,436

※平成27年の制度改正により、旧「血友病等血液・免疫疾患」は血液疾患と免疫疾患に疾患群が分かれた

(図5-2)



(3) 疾患群別医療費受給者数の推移

(表5-10)

(単位:人)

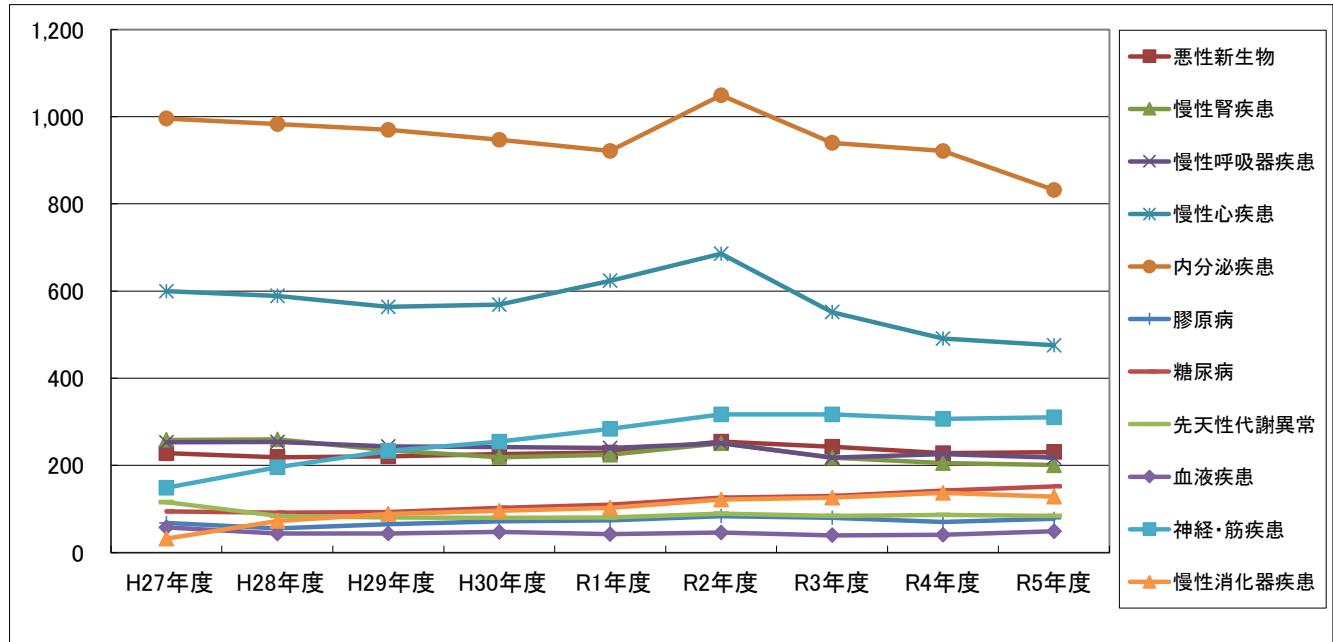
疾患群	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度	
										増減数	増減率
悪性新生物	228	219	221	226	230	255	243	228	231	3	1.3%
慢性腎疾患	259	260	235	219	225	251	218	206	201	△5	△2.4%
慢性呼吸器疾患	253	254	244	242	240	251	218	226	218	△8	△3.5%
慢性心疾患	600	589	564	569	624	686	552	491	476	△15	△3.1%
内分泌疾患	996	983	970	947	922	1,049	940	921	832	△89	△9.7%
膠原病	68	56	66	72	74	84	80	71	78	7	9.9%
糖尿病	95	92	93	103	110	126	130	142	152	10	7.0%
先天性代謝異常	116	84	81	80	81	90	85	87	85	△2	△2.3%
血液疾患	58	44	44	48	43	46	40	41	49	8	19.5%
免疫疾患	84	27	21	20	18	18	20	18	23	5	27.8%
神経・筋疾患	149	196	234	255	284	317	317	307	311	4	1.3%
慢性消化器疾患	32	73	89	96	103	122	126	137	129	△8	△5.8%
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	20	25	39	45	53	55	58	62	57	△5	△8.1%
皮膚疾患	1	2	6	7	8	8	9	11	12	1	9.1%
骨系統疾患	-	-	-	34	34	37	40	39	43	4	-
脈管系疾患	-	-	-	5	7	7	8	10	11	1	-
合 計	2,959	2,904	2,907	2,968	3,056	3,402	3,084	2,997	2,908	△89	△3.0%

※複数疾病受給している場合は、疾病毎に「1」と計上

沖縄県では、内分泌疾患の受給者数が最も多く、次いで慢性心疾患となっており、内分泌疾患と慢性心疾患で県内全受給者の5割弱を占めている。

また、令和2年度は新型コロナの影響により受給者証の自動更新(有効期間の一時延長)措置がとられたため、受給者数は大幅に増加したが令和3年度は更新の手続きがとられたため、前年度から大幅に減少している。

(図5-3)



## 9. 先進医療不妊治療費助成事業の実績

### 1 目的

令和4年度から生殖補助医療が保険適用へ移行したものの、一部の治療については保険適用外となったことから、保険適用外となった不妊治療の内、先進医療に告示された不妊治療に対して助成することで、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

### 2 助成実績

(表 5-11)

年度	新規申請件数	助成件数	助成額(千円)	備考
R4	385	456	9,083	令和4年4月より県単費で事業開始。
R5	580	993	23,062	1回の助成につき7万円の上限を設ける。
合計	965	1,449	32,145	

### 3 申請状況

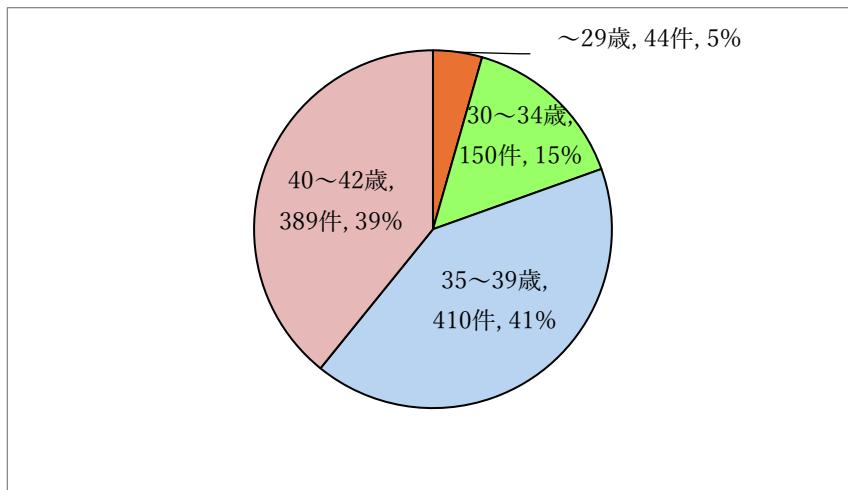
#### (1) 申請者の状況

(表 5-12)

	R4	R5
平均年齢	夫： 39.1歳 妻： 37.7歳	夫： 39.4歳 妻： 37.7歳
平均治療費（申請額）	29,548円	38,915円
平均助成額（交付額）	19,916円	23,225円

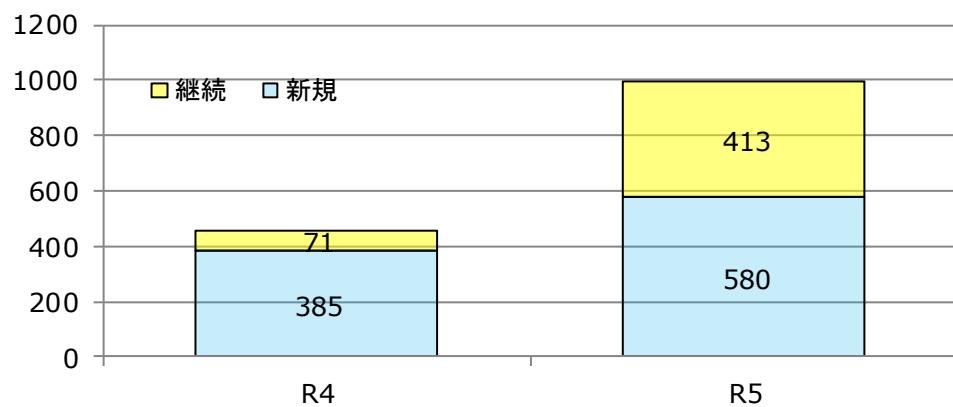
(2) 申請者（妻）の年齢分布

(図 5-4)



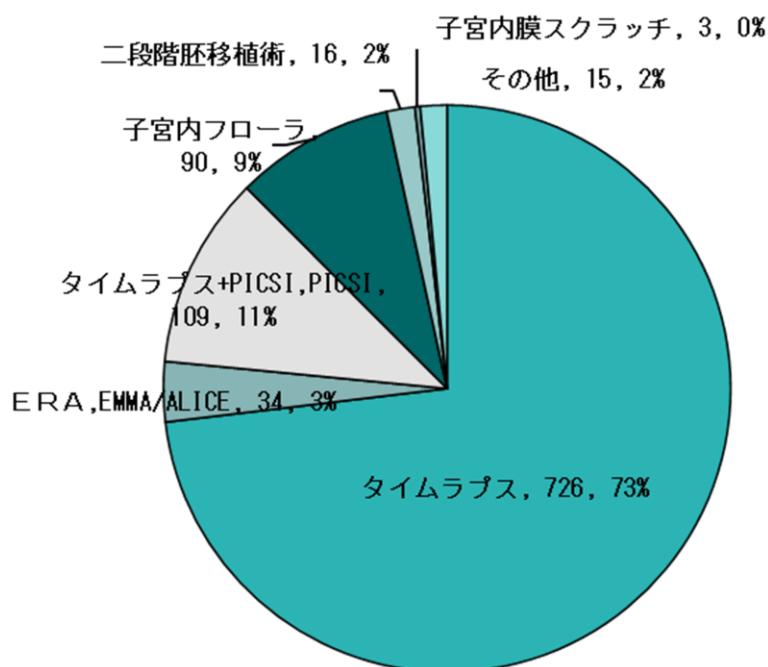
(3) 申請件数

(図 5-5)



(4) 先進医療不妊治療実績（申請件数内訳）

(表 5-13)



## 10.県内市町村における不妊治療(不育症治療)支援制度実施状況(令和6年4月時点)

市町村	実施	実施概要
名護市	○	<p>不妊治療を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費を助成。</p> <p><b>【助成金額】</b> 1組の夫婦（事実婚含む）に対し、通院1回につき3千円 (治療を受けた年度毎上限：12回/3万6千円)</p> <p><b>【対象者】</b> 申請日において、次の全てに該当する夫婦が対象。            (1) 婚姻の事実が確認できること。（事実婚含む）            (2) 不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。            (3) 夫婦いずれかが名護市に1年以上住所を有すること。            (4) 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。</p> <p><b>【対象となる治療】</b> 名護市在住期間中に沖縄県が承認する不妊治療指定医療機関において受けた不妊治療及び地方厚生局から承認された医療機関で受けた先進医療。</p>
国頭村	○	<p>国頭村生殖補助医療費助成制度・国頭村一般不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療に係る交通費の一部助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦であること。</li> <li>・夫婦のいずれか一方若しくは両方が、助成金の交付申請日において、国頭村に1年以上住所を有し、助成後も引き続き3年以上国頭村に住所を有するもの。</li> <li>・助成金の交付申請日において、対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと。</li> <li>・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方</li> <li>・生殖補助医療費（体外受精・顕微授精）40歳未満：通算6回。40歳以上：通算3回。</li> <li>・不妊治療に係る交通費 1年度毎に限度額5万円</li> </ul>
大宜味村	○	<p><b>【助成額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精など）本人負担額の1/2の額で1年度、5万円を限度に通算2年間。</li> <li>・生殖補助医療に要した費用のうち、保健診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付金を控除した額を助成する。1年度15万円を限度に通算5年間。</li> <li>・不妊治療費に係る交通費1回あたり4千円。1年度あたり限度額4万円。</li> </ul> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦のいずれ方もしくは両方が村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者。</li> <li>・医療保険に加入している者。</li> <li>・夫婦に村税等の滞納がないこと。</li> <li>・戸籍上の夫婦。</li> </ul>

東村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療 タイミング療法、排卵誘発法、人工授精などに要した費用のうち、本人負担額の1/2の額で1年度5万円を限度に通算2年間</li> <li>・生殖補助医療</li> </ul> <p>○ 体外受精、顕微授精などに要した費用のうち、保険診療費の一部負担金から高額療養費や付加給付を控除した額を助成。1年度5万円を上限に通算5年間。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療に係わる交通費 助成金の交付が決定した者において、50km以上の陸路移動にかかる費用について1回あたり4,000円。1年度あたり4万円を上限として助成する。</li> </ul>
今帰仁村	<p>【今帰仁村不妊治療費助成制度】</p> <p>対象者：今帰仁村に1年以上住所を有する夫婦</p> <p>対象となる治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険が適用となる不妊治療</li> <li>・医療保険が適用とならない不妊治療 (第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療等は除く)</li> </ul> <p>助成額：対象となる治療の自己負担額2分の1の額で、1年度あたり上限額10万円</p>
本部町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援対象者：医療機関において不妊症または不育症と診断され、その治療を受けた者でかつ、申請日において次の用件をすべて満たすもの。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)婚姻関係にある者(事実婚含む)</li> <li>(2)申請日において夫婦の町税等の滞納がないこと</li> <li>(3)治療初日から本部町に1年以上住民登録していること</li> </ul> </li> <li>●支援金の額及び助成期間：1日当たり3,000円とし、1会計年度30,000円が上限</li> <li>●支援金の申請期間：診療開始月から1年内</li> </ul>
伊江村	<p>【対象治療】一般不妊治療・不育治療・特定不妊治療</p> <p>【対象者】戸籍上の夫婦・伊江村に1年以上住所を有している 村税等の滞納がない・医療保険に加入している</p> <p>【助成上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療：1年度当たり20万円限度 不育治療：1年度あたり15万円限度</li> <li>・特定不妊治療：1回あたり25万円限度 43歳以上1回あたり35万円限度</li> </ul> <p>【回数制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療費・不育治療は開始した月から継続3年間</li> <li>・特定不妊治療は39歳未満通算6回・40歳～42歳通算3回・43歳以上通算3回</li> </ul> <p>【不妊治療に係る交通費は、離島患者支援事業にて助成】</p>

伊平屋村	×	
伊是名村		
宜野湾市	×	
沖縄市	×	
うるま市	○	<p>・令和6年6月3日より申請受付を開始する予定です。        (助成対象者)</p> <p>1.夫婦の双方又は一方が申請日においてうるま市の住民基本台帳に記録されていること。        2.沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱に基づく、先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた者であること。        3.他の市区町村で同様の助成を受けていない者であること。        4.令和6年4月1日以降に終了した先進医療不妊治療であること。</p> <p>(助成対象額)</p> <p>1.先進医療不妊治療に要した費用のうち、沖縄県の実施する先進医療不妊治療費助成事業において、助成対象となった額より、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書に記載の額を控除した額を助成いたします。        ※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。</p> <p>2.助成金の額は夫婦に対し、一年度につき7万円を上限としております。</p> <p>(申請期限)</p> <p>令和7年3月31日まで（沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた日付が2月以降である場合には、4ヶ月以内）に申請となります。        ※令和7年3月に終了した助成対象治療については、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書の日付より4ヶ月以内に申請となります。</p> <p>HP:<a href="https://www.city.uruma.lg.jp/1005006000/contents/p000012.html">https://www.city.uruma.lg.jp/1005006000/contents/p000012.html</a></p>

	<p>恩納村では、一般不妊治療と先進医療不妊治療、両方の助成を行っています。</p> <p>〈一般不妊治療〉</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産婦人科等の医療機関で不妊症と診断され、その治療を受けた方</li> <li>②法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日において、夫婦が恩納村に1年以上住所を有している方（但し、単身赴任等で夫婦のどちらかが、異なる場所に住所を有する場合でも該当することとする）</li> <li>③各種健康保険に加入されている方</li> <li>④夫婦の前年所得（前年所得が確定していない場合は前々年）の合計額が730万円未満の方</li> <li>⑤申請日において、村民税等を滞納していない夫婦（※村税等とは・・村民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険税、水道使用料、村営住宅の家賃及び保育料、後期高齢者等）</li> </ul> <p>○ (助成金額、期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①治療にかかる医療費の本人負担額のうち、1年度につき13万円を限度とします。ただし、食事療養標準負担額、文書料、個室料等は助成の対象となりません。</li> <li>②助成期間は、治療開始の月から継続する2年間とします。但し、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合には、その期間を延長することができます。</li> </ul> <p>〈先進医療不妊治療〉</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①『沖縄県先進医療不妊治療費助成事業』により助成を受けていること</li> <li>②申請日において、村民税等を滞納していない夫婦（※村税等とは・・村民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、国民健康保険税、水道使用料、村営住宅の家賃及び保育料、後期高齢者医療保険料等）</li> </ul> <p>(助成金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①先進医療不妊治療に要した費用のうち、沖縄県の助成事業により交付を受けた助成額を控除した額。上限、30万円としています。</li> </ul>
--	--

宜野座村	<p>●宜野座村特定不妊治療費助成事業</p> <p>対象：①法律上の婚姻をしている夫婦であること②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦③夫及び妻の前年の所得の合計額が730万未満であること④村税等を滞納していない夫婦であること</p> <p>対象となる治療等：配偶者間で行う医療保険が適応されない特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする）とする。また、医療機関は、県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関とする。</p> <p>助成額：1年度（申請のあった日の属する年度）当たり15万円を限度に通算2年間助成する。特定不妊治療に要した費用（食事代等の直接治療に関係のない費用を除く。）額から県の助成金額を控除した額とする。</p> <p>●宜野座村一般不妊治療費助成事業</p> <p>対象：①産科、婦人科若しくは産婦人科等の医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者であること②法律上の婚姻をしている夫婦であること③夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が宜野座村に2年以上住所を有している夫婦④夫及び妻の前年の所得の合計額が730万未満であること⑤村税等を滞納していない夫婦であること</p> <p>対象となる治療等：対象医療機関において受けた医療保険各法の適応とはならない一般不妊治療とする。診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一貫として行われる検査を含むものとする。</p> <p>助成額：1年度当たり10万円を限度に通算2年間助成する。</p>
金武町	<p>不妊治療又は不育治療に励む夫婦に対し、関連する治療と検査等にかかる費用助成を行うことにより、安心して子どもを生み育てるここと出来る町づくりを推進するとともに、不妊治療・不育治療にかかる経済的負担を軽減することで、少子化対策を図ることを目的とする。</p> <p>【助成対象】夫婦又はその一方が1年以上町に住所を有し、町に滞納等がないこと。</p> <p>【助成内容】一般不妊治療・特定不妊治療・不妊症にかかる検査等の費用助成</p> <p>【助成額】一般不妊治療15万・特定不妊治療15万円・検査6万円の合計36万円迄（年度上限額）・不育治療費等15万円／年度</p> <p>【助成期間】通算で5年</p> <p>※加入保険、必要書類等詳細を確認する必要があるため、申請前に担当課へ確認必要。</p> <p>※助成することのできる治療費等は、医療保険各法の規程による高額療養費及び附加給付費を控除した額とする。</p>
読谷村	
嘉手納町	
北谷町	×
北中城村	×
中城村	×
那霸市	<p>○ 那霸市先進医療不妊治療費助成事業</p> <p>県助成制度と同様の助成。那霸市在住の方は那霸市へ申請する。</p>

浦添市	×	
渡嘉敷村	×	
座間味村		
粟国村	×	
渡名喜村	×	
南大東村	○	<p>妊娠(不妊治療含む)渡航費用を助成とし、係る費用を補助する  <b>《対象者》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録がある夫婦(妻が43歳未満まで)</li> <li>・不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。</li> </ul> <p><b>《助成金額》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島割引適用後の飛行機運賃。渡航日・受診日の2泊(1泊上限6,000円)全額補助。年12回の渡航を限度とし、宿泊は18泊を限度。</li> </ul>
北大東村	×	
久米島町		
糸満市	×	
豊見城市	×	
西原町	×	
南城市	×	
八重瀬町	×	
与那原町	×	
南風原町	×	
宮古島市	○	<p><b>【対象】</b></p> <p>不妊治療・不育症・妊娠婦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外(県外含む)の医療機関で不妊治療を受けている夫婦(事実婚を含む)</li> <li>・不育症検査費用助成事業承認決定通知書の交付を受けている者又は不育症治療を受けている者</li> <li>・島外(県外含む)の医療機関での妊娠婦健康診査及び出産を要すると医療状況により医師が認めた者</li> </ul> <p><b>【申請回数】</b></p> <p>不妊治療 10回(夫婦合わせて) 不育症検査及び治療 2回  妊娠婦健康診査及び出産 3回</p> <p><b>【助成額】</b></p> <p>船舶は渡航に係る費用、航空路は往復13,000円(片道6,500円)を上限とする  宿泊に係る費用に対し、2泊を上限とし1泊当たり8,000円を上限とする</p> <p><b>【医療機関の条件】</b>なし</p>

多良間村		
石垣市		
竹富町	×	
与那国町	○	<p>内容：通院治療に係る渡航費助成</p> <p>対象：生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上又は保険適用の回数を超えて治療した夫婦は除く。</p> <p>助成額：沖縄本島まで船舶及び航空路を利用した場合、運賃往復の8割相当額 宿泊施設での宿泊に対し1泊5千円を限度</p>

